

地域おこし協力隊に関する人材育成の手引き

北海道 総合政策部 人口減少問題対策局 地域政策課

平成 28 年 3 月

はじめに

本道においては、全国を上回るスピードで人口減少、少子高齢化が進んでおり、活力ある持続可能な地域づくりが重要な課題となっています。こうした中、地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこしの支援や農林漁業への従事など地域協力活動に従事していただきながら、地域への移住・定住を図る「地域おこし協力隊制度」の活用が道内においても広がってきています。

平成21年度に制度がスタートして以来、隊員数は年々増加し、平成27年度末現在、全国673の自治体で、2,625人の隊員が活動し、うち道内では、105の自治体で369名と、全国で最も多くの隊員が活動しています。

また、任期終了後に定住し、地域の特産品を活用して起業する方や、NPOを設立し集落支援の取組を行うなど、地域づくりの中心となって活躍される事例も出てきています。

一方で、制度開始から7年が経ち、自治体のサポートや自治体、地域、隊員の連携などに課題が出てきているケースもあり、今後は、地域において制度を効果的に活用するための方法を考えるとともに、地域づくりの人材としての育成を進めていくことが重要と考えられます。隊員が地域課題の解決に取り組むには、研修や交流への参加などを通じて、知識やノウハウを習得する必要もあります。

このため、道においては、学識経験者など5名の委員からなる「地域おこし協力隊人材育成検討会議」を設置し、ご意見をもとに、地域おこし協力隊員の円滑な活動に向けた留意点などを取りまとめた「地域おこし協力隊に関する人材育成の手引き」を作成しました。

本手引きを、市町村や地域おこし協力隊の皆様にご利用いただき、地域における円滑な活動の一助としていただければ幸いです。

目 次

1	地域おこし協力隊の人材育成の心得	1
2	協力隊の活動段階（フェーズ）における実施項目とポイント	2
3	地域おこし協力隊の受け入れに当たっての基本的な留意点	3
	（1）隊員を受け入れる前の検討・準備について	3
	（2）隊員の募集について	3
	ア 募集の内容	
	イ 募集の方法	
	ウ 採用時の面接	
	（3）地域協力活動について	4
	ア 隊員の配置	
	イ 地域おこし協力隊の活動経費	
	ウ 市町村職員のサポート体制	
	（4）任期終了後に向けた対応について	5
4	地域おこし協力隊員の円滑な活動に向けた留意点	5
	（1）地域協力活動について	5
	ア 地域おこし協力隊として活動するメリット	
	イ 隊員としての心構え	
	ウ 地域協力活動の実践	
	エ 隊員のスキルアップ	
	（2）地域への定住・定着について	6
	ア 任期終了後に向けた準備	
	イ 任期中の副業	
5	研修等を通じた人材育成の留意点	7
	（1）地域おこし協力隊に関する研修等の意義について	7
	（2）研修により習得することが期待される効果等について	7
	（3）効果的な研修等の受講の考え方について	7
	（4）人材育成における市町村の役割について	8
	（5）地域おこし協力隊OB・OGの活用について	8
6	研修の活用について	9
参考1	地域おこし協力隊制度について	11
参考2	地域おこし協力隊制度の現状と今後の取組について	14

1 地域おこし協力隊の人材育成の心得

【はじめに】

地域おこし協力隊の皆さんは、地域に対する熱い想いや期待、そして少しの不安を抱きながら着任します。しかし、最初から能力を発揮し、大活躍するのは簡単ではありません。当然、準備期間や試行錯誤の時期は必要です。ただ、活動が思うように進まない状況が長期化し、任期終了時に取組の成果が感じられない事態を招くのは、隊員と受入市町村どちらにとっても好ましくありません。

受入側と隊員のミスマッチを防ぎ、隊員が地域での活動を通じ自らのスキルを磨き上げ、それを活かして活躍するという好循環を作ることが理想です。

隊員が地域での活動をスタートさせても、地域に全く縁のない方であれば、まず、地域に馴染み、地域のことを良く知ることから始めなければなりません。本格的に能力を発揮するまでには十分な準備期間も必要です。3年間の任期中の大まかな流れを受入側も理解しサポートする必要があります。

また、隊員の活動は多種多様であり、地域の状況や扱う課題、隊員の性格などにより最適なサポートのあり方は変わってきますので、受入側も伴走しながら柔軟に考えていく必要があります。

**地域おこし協力隊の育成は、おいしいご飯を炊くことと似ています。
隊員は米、地域は釜。3年間を上手に使って、うまく炊きあがるか、それは地域の炊き方次第です。**

【地域の活性化は、炊き方次第！】

隊員は米、地域は釜。どんな米でも器としての地域の厚みや炊き方次第で、3年後の地域の姿や隊員の磨き上がりがまるで違ってくるものです。

いかに米が磨かれ、うまく炊きあがるか、それは地域の炊き方次第です。

“採用後～「研ぐ」”

採用された隊員の方々は、それぞれの思いを抱いて地域にやってきますが、地域の現状やビジョンと隊員のミッションを双方で共有することが第一歩です。

“1年目～「うるかす」”

「うるかす」とは食材などを水に浸してやわらかくするという意味です。

1年目は、隊員が地域を知り、溶け込む助走期間です。

隊員の性格を見極めながら、浸しておく（自由に活動してもらおう）、たまに揺すってみる（地域の会合に誘ってみる）など地域に溶け込みやすい環境づくりが重要です。

“2年目～「炊く」”

2年目は、地域の水に溶け込んだところで、いよいよ隊員が企画する事業を後押しします。

最初は強火で一気に走り出しますが、沸騰してきたところで少し休みを入れたり、活動計画を見直すなど隊員の個性に合わせた火加減（後押し）が重要です。

また、自らのテーマや活動分野に沿った専門研修を受講し技術を習得することも必要です。

“3年目～「蒸らす」”

3年目は、これまでの活動を振り返りつつ、地域への定着に向け準備する期間です。強制的に後押しするというよりは隊員の活動を見守りつつ、相談や提案があったら建設的に対応し、炊きあがり待ちます。

2 協力隊の活動段階（フェーズ）における実施項目とポイント（イメージ）

炊飯の例え	フェーズ	実施項目	行政	隊員	地域・関係機関
	受入前	<p>★受入の検討・準備</p> <p>★受入の体制づくり</p> <p>★募集</p>	<p>○まちのビジョンと受入コンセプトづくり</p> <p>○隊員のミッションを明確化</p> <p>○任期満了後の手立てを明確化</p> <p>○設置要綱、各種規定を整理</p> <p>○隊員のフォローアップ方法を決定（隊員のマネジメント）</p> <p>・広告、面接、採用のノウハウを学ぶ</p>	<p>（地域への説明、意識共有）</p> <p>（サポート体制をつくる）</p> <p>採用</p>	<p>地域のニーズ</p> <p>地域の人材、団体</p>
<p>研ぐ</p> <p>うるかす</p>	<p>1年目（4月）</p> <p>（10月）</p> <p>（3月）</p>	<p>★行政・地域と隊員の意識共有</p> <p>★ロードマップの作成</p> <p>★隊員のスキルアップ</p> <p>★活動の振り返り</p> <p>★ネットワークづくり</p>	<p>○まちのビジョンと隊員のミッションの共有</p> <p>行政</p> <p>隊員のサポート</p> <p>・ロードマップの作成をサポート</p> <p>予算検討（8月～1月）</p>	<p>○まちのビジョンと隊員のミッションの共有</p> <p>○任期満了後のビジョンを明確化、共有</p> <p>・ロードマップの作成方法を学ぶ</p> <p>○ロードマップを作成（3年間の概要と1年目の詳細）</p> <p>・地域への溶け込み方を学ぶ（コミュニケーション）</p> <p>・情報発信手法を学ぶ</p> <p>・ファシリテーション手法を学ぶ</p> <p>・プレゼンテーション手法を学ぶ</p> <p>○課題への対応や活動実績の振り返り、共有</p> <p>○全道のネットワークづくり（全道交流会）</p> <p>地域に溶け込み、なじむ</p>	<p>地域</p> <p>隊員と共同した地域協力活動</p>
<p>炊く</p>	<p>2年目（4月）</p> <p>（10月）</p> <p>（3月）</p>	<p>★ロードマップの見直しと充実</p> <p>★活動の振り返り</p> <p>★ネットワークづくり</p>	<p>○ロードマップの見直しをサポート</p> <p>活動のサポート</p> <p>予算検討（8月～1月）</p>	<p>・ロードマップ見直しのポイントを学ぶ</p> <p>○ロードマップを見直し、充実させる</p> <p>○課題への対応や活動実績の振り返り、共有</p> <p>○定着に向けたコンセプトづくり</p> <p>○全道のネットワークづくり（全道交流会）</p> <p>自ら企画した活動に進進する</p>	<p>隊員と共同した地域協力活動</p>
<p>蒸らす</p>	<p>3年目（4月）</p> <p>（10月）</p> <p>（3月）</p>	<p>★隊員のスキルアップ</p> <p>★ネットワークづくり</p>	<p>定着に向けたサポート</p> <p>予算検討（8月～1月）</p>	<p>・自らのテーマや活動分野に沿った専門研修の受講する。</p> <p>・起業、就業、就職に関する技術を習得する。</p> <p>○定着に向けた準備を進める。</p> <p>○全道のネットワークづくり（全道交流会）</p> <p>活動分野の専門スキルを磨き、定着に向けた準備を進める</p> <p>定着</p>	<p>隊員と共同した地域協力活動</p>

3 地域おこし協力隊の受け入れに当たっての基本的な留意点

(1) 隊員を受け入れる前の検討・準備について

市町村が地域おこし協力隊員を受け入れるにあたっては、十分な事前の検討や準備が必要です。人手不足の穴埋めとして「とにかく来てください」というスタンスや、「地域の活性化のために何か活動をしてください」といった曖昧な目的では、制度の目的が達成できません。

受け入れる市町村は、地域の目指す姿や目標を実現するために必要とする協力隊の能力や役割、ミッションといった受入のコンセプトを明確にする必要があります。

その上で、協力隊の制度をはじめ、隊員受入の趣旨や隊員の役割などについて地域や関係機関に説明し、理解を求めておくことにより、協力隊が着任した後、地域の協力を得られやすくなるとともに、隊員の活動が円滑に進むことにつながります。

(2) 隊員の募集について

地域おこし協力隊は年々隊員数が増加しており、今後、全国的に隊員の採用が広がることが見込まれることから、隊員の確保が難しくなることが想定されます。

隊員の募集方法や情報発信を工夫するほか、受入市町村において関係機関、地域住民が連携して、活動内容の紹介や定住・定着に向けた仕組みづくりなどに取り組むことも重要です。

ア 募集の内容

市町村は、隊員が着任後に活動しやすくするためには、募集時に、隊員に対して地域から求められている活動（ミッション）の概要や方向性を示す必要があります。全く、ミッション等を示さず、「何でも良いから来てください」というスタンスで募集した場合、着任後に隊員が活動を進める中で取組の糸口を見つけられず悩みを抱えてしまう可能性もあります。

また、社会保険や雇用保険など各種保険や隊員の任用形態、サービス、兼業の可否等をしっかりと伝えておくことも重要です。

地域において、活動を通じた隊員の地域への定住・定着を想定しておくことで、より効果を上げていくことが期待できます。

イ 募集の方法

地域おこし協力隊員の募集に活用できる手段は次のようなものがあります。

- ・ホームページ（市町村、JOIN（一般社団法人 移住・交流推進機構）、道など）
- ・道の移住関連のメールマガジン
- ・イベント等の開催や出展（「移住交流情報ガーデン」（総務省主催）、「北海道暮らしフェア」（NPO法人住んでみたい北海道推進会議主催）など）
- ・ハローワークへの求人登録
- ・転職サイトへ人材募集広告の掲載
- ・求人誌、新聞等で人材募集

今後は、隊員の確保に向け、市町村においても複数市町村での募集フェアの開催など効果的な方策を検討していく必要があります。

ウ 採用時の面接

採用後、地域に入って活動を開始した際に、隊員の思い、やりたい事と地域側の要望との間にミスマッチが生じるケースもあります。

ミスマッチを防ぐために、面接時に、着任後に所属する部署や地域の方に同席してもらいながら、地域の状況や隊員に期待することなどを伝え、理解を深める方法も考えられます。

また、隊員が地域から求められている活動の概要や方向性のほか、定住・定着に関するビジョン（起業・就業先の想定等）などをしっかりと伝えておく必要があります。

(3) 地域協力活動について

隊員が活動する際に、当該年度と大まかな3年間のロードマップ（行程表）を作成すると、目標や大まかなスケジュールがつかみやすくなります。市町村の担当職員も、ロードマップづくりに関わり、成果や目標を共有しましょう。

活動の途中で地域のミッションが変更、追加される場合もあり、柔軟に対応していくことも大切です。

また、募集、採用時に市町村が隊員のミッションを明確に示せなかった場合でも、任期の途中で隊員のミッションや3年間の活動の方向性、任期満了後のビジョンなどを確認すると、隊員の活動が安定して進められる場合があります。

全国的に隊員の活動や制度の認知度が少しずつ高まっているものの、地域における理解が不十分な場合もあります。市町村が地域住民に隊員の活動等を説明し理解を求めることにより、隊員が活動しやすくなると考えられます。また、隊員が活動している団体やNPOの職員などの理解を深める機会を作ることにより、地域の理解がより一層深まっていきます。

一方、隊員が事業の提案をした際に、行政の対応に柔軟性が足りない場合、隊員が不満を持つケースもあり、相互のコミュニケーションを取りながら進めていく必要があります。

ア 隊員の配置

隊員は慣れない地域で、初めて出会う人たちと活動を始めることから、不安を感じながら活動に取り組まれているものと考えられ、市町村においては、不安や孤独をできる限り取り除く手立てを考える必要があります。

そのため、担当職員が隊員とのコミュニケーションを十分に取るほか、例えば、市町村における隊員数を2名以上にすることで、隊員の孤立化を防ぎ、隊員同士のコミュニケーションが取りやすくなります。

また、複数の隊員がチームを組み、地区ごとに配置するなど人員の配置の方法を地域の課題などと照らし合わせて決めていくことも有効な手立てと考えられます。

イ 地域おこし協力隊員の活動経費

市町村は、隊員に求める地域協力活動や隊員自身のスキル向上のための研修の受講など活動の計画を立て、予算を措置する必要があります。

また、予算の執行にあたっては、隊員が活動を組み立てやすくなるよう、隊員に対して、活動の目的、活動に必要なものとして措置されている予算額や執行方法、予算化のプロセスなどについて予め説明しておく必要があります。

活動経費については、協力隊の活動以外の旅費や物品の購入などに充てることは避け、透明化を図る必要があります。

また、隊員から、活動を通じて新たな取組の提案がなされた場合は、提案の趣旨を聞き取り、採用の可否について、市町村と隊員の意思疎通を十分に図りながら進めることが重要です。

提案を採用しない場合においても、仕事の優先順位の説明、予算の制限、採用しない理由について説明し、隊員の意欲を削がないよう配慮しながら、新たな提案を促すことが必要です。

ウ 市町村職員のサポート体制

市町村の職員は、地域おこし協力隊に関する業務以外にも、多くの業務を担っている場合が多く、隊員へのサポートが不十分となる場合もあります。また、役場内でも採用を担当する課と隊員が所属する課の間の連携や意思疎通が不十分で、隊員に混乱を与えてしまう場合もあります。

そのため、採用担当課と所属課において、協力隊制度や協力隊受入の趣旨、地域のビジョンや隊員のミッションなどについて意識の共有を図る必要があります。さらに、隊員のサポート事業を予算化し、アドバイザーや中間支援組織に委託するなど外部の機関を活用しながら隊員をサポートする手法も考えられます。

また、隊員は、地域に溶け込むことが大切であることから、地域住民、関係団体などと気軽に話し合いができる場を設けるなど、コミュニケーションや情報交換ができるようにしましょう。

隊員の勤務場所が市町村庁舎以外の場合、意思の疎通が希薄となる恐れがあることから、一日に一度は職場に出勤することや、週に一度、市町村職員と業務の遂行に関する打合せを行うようにしましょう。

受入側は、隊員に過度な期待をかけずに、“失敗は許されない”という意識を持たせないように配慮して、のびのび活動できるよう、様々なことへのチャレンジを後押しするような環境づくりも必要です。

隊員は地域に育てられながら成長するものです。任期満了後、地域で活躍するためには、任期中に少しずつでも様々なことにチャレンジし、失敗しても受け入れてもらえると感じてもらうことが大切です。

(4) 任期終了後に向けた対応について

隊員は、活動後半には、地元への定住・定着に向けて起業・就業の準備に取り組んでいくこととなりますが、市町村は、活動を通じて地域住民との交流を深めるよう助言するほか、求人情報の提供、起業・就業するために必要なスキル習得機会の提供、起業や資金確保のための市町村や関係機関の支援制度を紹介するといったサポートを行う必要があります。

また、必要に応じて、隊員が希望する分野と同じ業種で起業した人や事業者を紹介し、ノウハウの習得の機会を設けることも有効と考えられます。

4 地域おこし協力隊員の円滑な活動に向けた留意点

(1) 地域協力活動について

ア 地域おこし協力隊として活動するメリット

地域おこし協力隊は、地方自治体が隊員を採用・委嘱することから、住民からの信頼が高く、また、受け入れられやすいほか、研修会などを通じて、町内外に多くの仲間をつくることができます。

また、最大3年間、一定の収入が得られることから、任期満了後の、起業などにむけた準備を計画的に進めることができます。

イ 隊員としての心構え

地域おこし協力隊制度の認知度が高まるのに伴い、地域からの期待も大きくなっており、隊員は「地域の顔」、「北海道の協力隊」として見られる面もあることから、協力隊としての責任感を持ちながら取組を進めて行くことが大切です。

また、社会人経験の浅い隊員にとっては、協力隊員としての任期は、社会人として成長していく期間でもあり、社会人としての基本的なマナーや心構えを身につける必要もあります。

ウ 地域協力活動の実践

地域おこし協力隊は、最大3年間の活動を通じて、地域のミッションの達成と、地域への定住・定着を図るという2つの大きな目標があります。

その達成に向け、地域のイベントに積極的に参加するなどして、様々な人間関係を構築し、与えられたミッションに協力して貫えるネットワークを作ると同時に、任期満了後、どのように地域に定住・定着するのか、常に意識しながら活動することが大切です。

隊員の思いが強すぎるケースや、逆に遠慮しすぎるケースでは、地域住民や行政とのコミュニケーションを密に行うことができず、隊員が力を発揮できないと感じる場合もあります。慣れない活動のため、特に活動の初期においては、住民からの質問や要望に対応できないことも考えられます。

まずは、地域に溶け込むための工夫やスキルの習得も必要です。

活動の課題や地域が求めていることを把握し、どのような計画で事業を進めるかなどについて、地域における合意形成を引き出し、協働の促進につなげる「ファシリテーター」としての能力なども活動に役立つでしょう。

エ 隊員のスキルアップ

隊員の活動にあたっては、地域の目標や計画を示す行程表（ロードマップ）を地域住民、隊員、行政の協働で作成し、課題解決をどのように行うのか、どのような地域を目指すのかを明らかにし、認識を共有することが必要です。

ロードマップについては、定期的に、課題への対応や活動実績などを振り返り、その見直しや、地域への定住・定着に向けた取組についても検討しましょう。

また、隊員の活動には、「コミュニケーション」、「情報発信」、「プレゼンテーション」、上記「ウ」で述べた「ファシリテーター」などの能力が、大きな助けとなるので、研修などを通じてスキルアップを図りましょう。

現在、市町村では地方創生に向けた取組が積極的に行われていますが、こうした地域振興に関連するミッションを任せるとして、実践的な活動や職場体験を通じたスキルアップを図ることも有効と考えられます。

(2) 地域への定住・定着について

ア 任期終了後に向けた準備

3年目になると、自らのテーマや活動分野に沿った専門技術や起業などに関する技術を習得しながら任期満了後に向けた準備を進めます。

地域への定住をめざすには、仕事の確保が重要です。本道では担い手不足となっている一次産業や福祉・医療分野は就業の機会が多い状況にあります。

就農では、農業体験や就農研修等を通じて技術を習得する必要があります。福祉・医療分野への就業では、介護福祉士や看護師などの資格が必要となる場合があります。起業では、隊員自身がどのようなことに取り組みたいのかを考えたり、事業を組み立てる手法を学んだり、相談する機関や支援制度などの情報を入手することにより、具体的な活動が進めやすくなります。

道では、各振興局の商工労働観光課に開設している「北海道創業サポート相談室」における起業の相談対応をはじめ、「北海道 web 創業塾」や研修・セミナー情報など創業に関するホームページも開設していますのでご利用ください。

(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/kaigyousougyou_index.htm)

また、起業を経験している人や起業しようとする業種の関係者、例えば、会社経営者、NPO法人、商工会、金融機関など起業支援のノウハウを有する会社や団体からアドバイスをもらうなどのサポートを得ると、より実現性が高まります。

さらに、日本政策金融公庫の北海道創業支援センターでは、事業資金の融資を含めU I J ターン等に対する創業支援などを行っています。

イ 任期中の副業

隊員の任期は最長で3年間と限られており、任期が終了してから新たな事業を始めるのでは、生計を立てていけるまでに時間がかかることが想定されます。副業ができる体制を整え、任期中から試行的に事業を開始すると、採算性を確保するための検証ができ、より事業の実現性が高まるものと考えられます。

隊員が一般職非常勤職員や臨時的任用職員などであっても、営利企業への従事や営利を目的とする私企業を営むことについて、地方公務員法第38条に基づく任命権者の許可があれば可能です。任命権者の許可の基準は規則で定められることができるとされていることから、市町村においては、副業の可否に関する考え方を整理し、体制を整えておくことが必要です。

なお、地方公務員法においては、原則として副業を禁止しており、職務専念義務が損なわれる恐れがないこと、また、「職務の公正の確保」や「職員の品位の維持」に支障が生じない場合に限り、許可を要件として例外として認めることとしており、慎重に取り扱うことが必要です。

地域おこし協力隊は「地域協力活動」と「任期満了後のビジョンの実現」を目的とするものであり、副業をするに当たっては、目的の両立を図り、バランスを取りながら進めることが大切です。

そのため、隊員に対しては、副業をする場合に必要となる許可申請などの手続きについて知らせるとともに、事前に市町村と相談しながら活動を進めるよう伝えておきましょう。

5 研修等を通じた人材育成について

(1) 地域おこし協力隊に関する研修等の意義について

平成21年度の制度創設当初は、前例が無い中で取り組み始めたことから、受入側もどのような対応をすべきかを模索する状況にありました。現在も、受入側が隊員に期待する活動内容や役割が曖昧な状態で受け入れ、隊員側もやりたいことを特定せずに地域に入ったことで、任期中の活動がなかなか進まない場合や地域住民が協力隊制度の理解が足りずに過度の期待を持ってしまう場合もあります。

隊員数が年々増加する中、近年、国、道、市町村において受け入れのノウハウが蓄積し、地域活性化に成果を上げる事例が増えてきていますが、このような多くの成功事例を見ると、隊員が地域とのコミュニケーションが図れなかったり、受入側がどのような対応が必要なのかが分からなかったりすることのないよう、各種の基本的な研修を通じて受入側や隊員の心構えや様々なスキルを習得することが重要と考えられます。

(2) 研修により習得することが期待される効果等について

地域おこし協力隊に関する研修は、国、道の行政機関をはじめ、北海道商工会連合会や北海道観光まちづくりセンターなどの民間組織でも実施されており、隊員や市町村担当者がこうした研修に参加することにより、地域おこし協力隊の活動等に関する知識やノウハウを得ることで、今後の地域での活動を円滑なものとするに効果が期待されます。

また、研修に参加する隊員間の交流が図られ、仲間づくりを通じて、隊員間のネットワークが広がり、活動における情報交換をはじめ、悩みを解決する糸口を見つけたりすることにもつながります。市町村においても、担当者が研修の受講を通じて、隊員の活動や地域住民がつながる場づくりなどのサポートに関するノウハウを習得することができます。

隊員においては、採用、地域協力活動、地域への定着といった各フェーズ（段階）毎に直面する課題に対応した研修などを選択し、受講することがより効果的だと考えられます。

(3) 効果的な研修等の受講の考え方について

隊員は、採用の段階で地域での活動のイメージづくりを行い、任期中にそのイメージを具体的な形にさせるとともに、地域への定着を図ることが期待されており、効果的な事業展開に向け、有効な研修の活用が求められています。

そのため、隊員の心構えや地域の情報発信に関するような研修は、全ての隊員に共通して必要な研修ですが、地域協力活動や定住・定着のめざす方向は隊員ごとに異なるので、隊員が自ら研修を選択し、自分の状況に合うように組み立てる必要があります。関係機関による既存の集合研修ばかりでなく、必要に応じ通信教育などの個別研修を活用してスキル習得の手段を広げていくことも効果的です。

一方、行政職員や地域住民、隊員が活動している団体やNPOなどの受入側は、隊員の状況を理解し、隊員の人材育成に向けたサポートの意識を持つことが重要です。

「起業」については、地域の現状と「あるべき姿」とのギャップである地域の課題を解決するところにビジネスのシーズ（種）を見つけるノウハウを研修で習得する方法も考えられます。

また、「起業」に必要な知識を得るため、事業計画の作成や資金・事業所の確保、助成制度に関する情報の収集、経営や人事管理のノウハウの習得などの研修を任期中に受講すると起業の準備がよりスムーズに進みます。

「就農」については、就農計画の作成のほか、営農に必要な技術の習得や営農資金の確保などが必要であり、専門性の高い研修が必要となります。

「就業」については、資格やスキルを取得できる研修を受講すると有利です。

こうした研修については、総務省やJOIN、道をはじめ、北海道商工会連合会、北海道農業担い手育成センターなど様々な関係機関が実施しています。

後段の「**6**研修の活用について」では、道や国などの平成27年度の実績を掲載していますので参考にしてください。毎年度の実施については市町村を通じてお知らせするほか、関係機関のホームページなどにも掲載されますので受講を検討してください。

(4) 人材育成における市町村の役割について

地域おこし協力隊は、市町村から委嘱され、地域協力活動を行っているため、市町村の条例などにより市町村職員と同様の制約を受けます。

市町村においては、財政状況により、隊員の研修参加やそれに伴う宿泊、他地域との交流などに予算的な制約を設けざるを得ない場合もありますが、地域おこし協力隊は、限られた期間において、限られた活動費の中で地域への定住・定着を目指して活動を行っているため、他の職員のルールを一律に適用するのではなく、柔軟な制度の運用について検討することも必要です。隊員の定着のためには隊員自身の技術を磨く研修の受講が必要であり、受入側も研修の必要性を理解することが重要です。一方で、隊員も本来の活動に支障が生じないようにスキルアップを図っていく必要があります。

国の制度においては、隊員の研修参加等の経費については特別交付税による支援の対象となっていますので、積極的に活用していくことが望まれます。

(5) 地域おこし協力隊OB・OGの活用について

任期終了後、地域に定着している隊員の割合は、アンケート調査によると、56%となっています。定着されたOB・OGは協力隊としての経験・ノウハウを持つとともに、活動に関する様々な問題点も実際に体験しています。中には引き続き地域協力活動に取り組まれている場合もあります。今後、こうした、経験豊富なOB・OGが増えていくことが見込まれることから、隊員の活動の良きアドバイザーとして協力いただくことも有効です。

6 研修の活用について

地域おこし協力隊に関する研修は、国、道、北海道商工会連合会、北海道観光まちづくりセンターなどで開催されています。それぞれのプログラムに特長があり、隊員間の交流の場も用意されている研修もありますので、積極的に活用してください

以下の表では、平成 27 年度に開催された主な研修のプログラム等を記載しております。毎年度の研修時期、内容についてはホームページ等でご確認ください。

道、関係団体による平成 27 年度の研修の概要

主催者	事業名	概要・対象	プログラム	日程・場所・参加費
北海道	「地域おこし協力隊市町村職員等研修会」	<ul style="list-style-type: none"> 地域おこし協力隊受入自治体（予定を含む）を対象とした制度概要説明、事例発表、活用のポイント。 <p style="text-align: center;">【受入側】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総務省地域おこし協力隊の現状説明 事例発表（喜茂別町） 協力隊活用のポイント（北海道観光まちづくりセンター） 	<ul style="list-style-type: none"> H27.9.3 札幌市 無料
北海道	「地域おこし協力隊全道研修・交流会」	<ul style="list-style-type: none"> 地域おこし協力隊が任期満了後も定住、活躍できるよう活動のポイントや起業・就業に向けた講演や実践的な講座、交流会、個別相談会。 <p style="text-align: center;">【隊員】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域おこし協力隊の役割や隊員の心構え、活動のポイントや定住に向けた講演 現役隊員と定住した隊員 OB による事例発表 「情報発信のポイント」、「定住に向けた起業・就業のポイント」講座 	<ul style="list-style-type: none"> H28.1.25-26 札幌市 無料
北海道観光まちづくりセンター	「地域おこし協力隊春季全体研修会」	<ul style="list-style-type: none"> 北海道観光まちづくりセンターが中間支援をしている市町村職員及び地域おこし協力隊を対象として、自らの立ち位置の検証や実践活動におけるスキルアップ、参加隊員同士の交流を図る。 <p style="text-align: center;">【受入側】【隊員】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域おこし協力隊に関する基礎知識 基礎研修「田舎コミュニケーション概論」 応用研修「事業計画（企画書）の作り方、考え方」 応用研修「地域実践事例を学ぶ」 	<ul style="list-style-type: none"> H27.6.24-25 滝上町 無料
北海道観光まちづくりセンター	「地域おこし協力隊秋季全体研修会」	<ul style="list-style-type: none"> 北海道観光まちづくりセンターが中間支援をしている市町村職員及び地域おこし協力隊を対象として、自らの立ち位置の検証や実践活動におけるスキルアップ、参加隊員同士の交流を図る。 <p style="text-align: center;">【受入側】【隊員】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 活動現状の整理（ワールドカフェ） ミッションの整理 プレゼンテーションスキルアップ 行動計画策定の指針 	<ul style="list-style-type: none"> H27.11.10-12 札幌市 無料
北海道商工会連合会	「創業セミナー」	<ul style="list-style-type: none"> 地域おこし協力隊等道内で創業を目指す人を対象にした講義、ビジネスプラン作成サポート <p style="text-align: center;">【隊員】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 創業に向けた基礎知識、手続と実務、マーケティング、融資制度、開業ノウハウ等の習得 創業計画の作成、個別相談 	<ul style="list-style-type: none"> 27.11.10-12 札幌市 30,000 円/人

国による平成27年度の研修の概要

主催者	事業名	概要・対象	プログラム	日程・場所・参加費
総務省	「地域おこし協力隊及び集落支援員の初任者を対象とした研修会」	<ul style="list-style-type: none"> ・地域おこし協力隊初任者を対象とした地域おこし活動などを推進するために必要な知識や実務能力の向上を図るために実施。 <p style="text-align: center;">【隊員】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・期待される役割や事例発表 ・ワークショップ(地域づくりコーディネートゲーム、今後の活動ロードマップとプレゼンテーション) 	<ul style="list-style-type: none"> ・H27. 4. 22-24 滋賀県 ・H27. 5. 20-22 千葉県 ・H27. 12. 17-18 東京都 ・10,500円/人
総務省	「地域おこし協力隊受入自治体職員向け全国研修会」	<ul style="list-style-type: none"> ・隊員を受け入れている自治体などを対象とした研修と、受け入れていない自治体を対象とした制度説明。 <p style="text-align: center;">【受入側】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省施策説明 ・基調講演(明治大学教授小田切徳美) ・隊員や自治体による事例発表、ディスカッション 	<ul style="list-style-type: none"> ・H27. 8. 18 ・東京都 ・無料
総務省	「地域おこし協力隊全国サミット in ひょうご」	<ul style="list-style-type: none"> ・地域おこし協力隊、隊員 OB・OG、自治体関係者、地方移住に関心のある一般参加者を対象とした交流機会の創出、フィールドワークによる実地研修。 <p style="text-align: center;">【受入側】【隊員】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・隊員や自治体によるPR、活動発表、講演 ・兵庫県内4ヶ所によるフィールドワーク 	<ul style="list-style-type: none"> ・H27. 11. 28-29 ・兵庫県(神戸市ほか) ・無料
総務省	「全国地域づくり人材塾(課題解決編)」	<ul style="list-style-type: none"> ・地域おこし協力隊や自治体職員を対象としたフィールドワーク、グループワークによる課題解決手法の習得。 <p style="text-align: center;">【受入側】【隊員】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの課題の共有 ・フィールドワーク ・グループワーク (課題の共有、解決糸口の発見、課題解決策と実行計画の作成) 	<ul style="list-style-type: none"> ・H27. 11. 5-7 ・三重県 ・16,000円/人(研修、宿泊、食事)
総務省	「地域力創造セミナー」	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員や地域おこし協力隊、NPO、まちづくり団体職員等を対象とした地域力向上ノウハウの蓄積、ネットワークづくり。 <p style="text-align: center;">【受入側】【隊員】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・講演「地域資源を活用した地域ブランド成功の秘訣」 ・地域力創造アドバイザーによるリレーセッション ・名刺交換会 	<ul style="list-style-type: none"> ・H28. 3. 18 ・東京都 ・無料
JOIN	「地域おこし協力隊定住のための起業・事業化に向けた研修会」	<ul style="list-style-type: none"> ・地域おこし協力隊が任期終了後、定住できるよう、起業、事業化に必要な知識、ノウハウを習得するための講義、グループワーク、個別指導。 (集客ビジネス、加工・販売ビジネス別) <p style="text-align: center;">【隊員】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスプランの検討、ワークショップ ・資金調達方法の習得(クラウドファンディング) ・収益確保に向けた分野別ビジネスノウハウの習得 	<ul style="list-style-type: none"> ・H27. 12. 2-3 ・東京都 ・60,000円/人
農林水産省	「地域おこし協力隊」初任者・中級者・ステップアップ研修	<ul style="list-style-type: none"> ・活動1年目(初任者)、2年目(中級者)、3年目(スキルアップ)ごとに現地視察等を実施。 <p style="text-align: center;">【隊員】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・先進地における講義、現地視察、ワークショップ (全国4ヶ所、各2日間) 	<ul style="list-style-type: none"> ・H27. 10. 13-14 和歌山県 ・H27. 10. 26-27 新潟県 ・H27. 11. 9-10 岩手県 ・H28. 1. 28-29 鹿児島県 ・無料

参考1 地域おこし協力隊制度について

(1) 地域おこし協力隊制度について

「地域おこし協力隊制度」は、地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る取組であり、総務省は地方自治体に対し、必要な支援を行うこととしている。

地域おこし協力隊の要件は、次のとおりです。

＜地域おこし協力隊員の要件＞	
委嘱等	地方自治体から委嘱を受け、地域協力活動に従事
公表	委嘱にあたり、地方自治体が、対象者・活動内容を広報誌・ホームページ等で公表
期間	おおむね1年以上3年以下
住民票の移動	生活の拠点を都市地域等から、過疎、山村、離島、半島等の地域に移し、住民票を移動した者

(2) 地域おこし協力隊の活動に関する市町村の業務

市町村においては、隊員の特性に応じて必要な取組や支援を行いながら、円滑な活動と定住・定着に向けた取り組みについて支援を行う必要があります。

市町村が地域おこし協力隊に取り組む場合、特別交付税による財政支援が講じられており、その必要経費や上限額が示されています。

地域おこし協力隊に係る財政措置の変遷（主なもの）		※金額は上限額	
項目	H21（制度創設時）	H24	H26
隊員活動に要する経費	350万円（①+②）	400万円（①+②）	400万円（①+②）
報償費等	200万円…①	200万円…①	250万円まで可…① 活動経費の上限400万円は変更なし
報償費以外の活動に要する経費	150万円…② (募集に要する経費含む)	200万円…② (H24) 定住に向けて必要となる環境整備に要する経費が追加	200万円…②
隊員募集に要する経費		200万円（1団体あたり） (H24) 現地説明会、生活体験などに要する経費が追加	
起業等に要する経費			100万円

財政支援の対象となる地域おこし協力隊の必要経費の例

※金額は上限額

募 集 等	活 動	起 業
<ul style="list-style-type: none"> ○都市部における募集・PR 費 ○現地説明会や試験的な地域おこし活動(短期間の地域おこし協力活動など)に要する経費 ○職員旅費 ○各種コーディネートを実施する NPO 法人等に対する委託費 	<ul style="list-style-type: none"> ○報償費等 ○住居、活動用車両の借上費 ○活動旅費等移動に要する経費 ○作業道具、消耗品等に要する経費 ○関係者間の調整、意見交換会等に要する事務的な経費 ○隊員の研修受講に要する経費 ○定住に向けて必要となる研修・資格取得等に要する経費 ○定住に向けて必要となる環境整備に要する経費 ○外部アドバイザーの招聘に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ○設備費、備品費、土地・建物賃借費 ○法人登記に要する経費 ○知的財産登録に要する経費 ○マーケティングに要する経費 ○技術指導受入に要する経費
1 団体 200 万円	隊員 1 人につき 400 万円	隊員 1 人につき 100 万円 (1 回限り)

(出典) 地域おこし協力隊推進要綱 (総務省)

(3) 地域協力活動について

地域おこし協力隊は、地域力の維持、強化に資する活動である「地域協力活動」に従事することとされており、総務省により例示されています。

地域協力活動の例

○地域おこしの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域行事やイベントの応援 ・伝統芸能や祭の復活 ・地域ブランドや地場製品の開発・販売・プロモーション ・空き店舗活用など商店街活性化 ・都市との交流事業・教育交流事業の応援 ・移住者受け入れ促進 ・地域メディアなどを使った情報発信 等
○農林水産業従事	<ul style="list-style-type: none"> ・農作業支援 ・耕作放棄地再生 ・畜産業支援 等
○水源保全・監視活動	<ul style="list-style-type: none"> ・水源地の整備・清掃活動 等
○環境保全活動	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄パトロール ・道路の清掃 等
○住民の生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りサービス ・通院・買物のサポート 等
○その他	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり支援 ・野生鳥獣の保護管理 ・有形民俗資料保存 ・婚活イベントの開催 等

(出典) 地域おこし協力隊推進要綱 (総務省)

(4) 市町村が配慮すべき事項

地域おこし協力隊制度を導入する市町村において配慮すべき事項として、総務省が示す内容は次のとおりです。

市町村が配慮すべき事項	
○円滑な活動のため配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none">・複数人の受け入れを同時に行うこと・必要な研修の実施、地域との交流の機会を確保すること・地域協力活動の全体をコーディネートするなど、責任をもって地域おこし協力隊を受け入れること
○活動内容の決定にあたり配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none">・地域協力活動の年間プログラムの策定すること・策定にあたっては、隊員の意向を尊重し、関係機関・住民等と調整を行うこと
○活動終了後のため配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none">・生活支援、就職支援等を活動と同時に進めること

(出典) 地域おこし協力隊推進要綱 (総務省)

参考2 地域おこし協力隊制度の現状と今後の取組について

「地域おこし協力隊」は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、都市部などから人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民の協力を得ながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的として、平成21年度に創設された総務省の制度です。

地域おこし協力隊制度を採用する地方自治体に対しては、特別交付税による財政支援が行われており、平成27年度現在、全国673の自治体で、2,625名の隊員が活動し、うち道内では、105市町村で369名と、全国最多となっています。

制度の目的である隊員の定住・定着の状況については、総務省の調査によると、回答のあった全国945人の隊員のうち、443人(47%)が同一市町村に定住していることが分かりました。

道内においては、平成27年4月に実施したアンケート調査では、回答のあった135人の隊員のうち75人(56%)が同一市町村に定住しているとの結果で、全国を大きく上回っており、制度の目的である定住・定着に一定の成果が得られているといえます。

現在、国は、地域おこし協力隊の数を平成32年度に4,000人まで拡充するとしており、今後、隊員の確保は他府県との競争になることが予想されることから、市町村では、雄大な北海道で働くことの魅力だけでなく、活動にあたり、市町村や地域のサポートが充実していることや隊員の定住・定着を見据えた人材育成に積極的に取り組んでいることをアピールするなど、地域おこし協力隊になろうとする方が、北海道を活動の地として積極的に選んでいただけるよう取組を進めていく必要があると考えます。

また、道では、個々の市町村では対応が困難な広域的な地域協力活動に取り組むため、平成27年度から「地域づくりサポート隊」を空知・後志の2振興局に配置し、活動を行っています。

今後も、道・市町村それぞれの役割に応じて、地域おこし協力隊制度を活用しながら、地域協力活動の充実、地域への定住・定着を促進するための取組を進めていきます。

地域おこし協力隊隊員数の推移

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
全 国	隊員数	89	257	413	617	978	1,511	2,625
	自治体数	31	90	147	207	318	444	673
北海道	隊員数	10	38	55	92	168	225	369
	自治体数	4	16	24	38	58	75	105
	全国比(%)	11.2	14.8	13.3	14.9	17.2	14.9	14.1

「地域おこし協力隊人材育成検討会議」設置要綱

（目 的）

第1 人口減少や高齢化等の進行が著しい本道においては、近年、地域力の維持・強化を担う地域おこし協力隊員が増加しており、「地域おこし協力隊」制度を導入する市町村において、隊員がスキル向上を図りながら、円滑な地域支援活動や地域への定着、就業に向けた準備などができるよう、人材育成の考え方や育成カリキュラムなどを示す「人材育成の手引き」を作成するにあたり、有識者の多様な見地から検討を行うことを目的として、「地域おこし協力隊人材育成検討会議」（以下「会議」という。）を設置する。

（検討事項）

第2 本会議は、次の事項について検討する。

- (1) 地域おこし協力隊の人材育成に関する事
- (2) 育成カリキュラムに関する事
- (3) その他地域おこし協力隊の人材育成に関し必要な事項に関する事

（構 成）

第3 本会議の構成は、別紙のとおりとする。

- 2 委員の任期は、本会議の設置の日から平成28年3月31日までとする。

（役 員）

第4 会議には、委員の互選により座長を置く。

- 2 座長に不都合があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（運 営）

第5 本会議は、座長が招集する。

- 2 本会議には、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務局）

第6 本会議の事務局は、北海道総合政策部人口減少問題対策局地域政策課において処理する。

（その他）

第7 この要綱に定めるもののほか、本会議の運営に関し必要な事項は、座長が本会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月13日から施行する。

(別紙)

地域おこし協力隊人材育成検討会議 構成員

【委員】

所 属	職 名	氏 名
札幌国際大学観光学部	教授	吉岡 宏高
津別町住民企画課	課長	伊藤 泰広
北海道商工会連合会特別推進局	参事	多地 賢博
合同会社北海道観光まちづくりセンター	代表	宮本 英樹
石狩市	地域おこし協力隊	沼倉 瞳

北海道 総合政策部 人口減少問題対策局
地域政策課 移住交流グループ

〒060-8588

札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

011-204-5089 (直通)